

## 質 疑 回 答 書

次のとおり回答します。

件 名 A E D借上げ

番 号	質 疑	回 答
1	<p>本件、長期継続契約と記載ございますが翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、その際の損害賠償について協議頂けますでしょうか。</p> <p>また、過去に予算減額削除があり解約になった実績はありますでしょうか。</p>	<p>公告文に記載のある「ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。」とは、貸主に対し解除損害金や違約金等を支払わず解約するということを示しております。そのため、協議に応じることは出来ませんので、ご理解ください。</p> <p>また、過去に予算減額の削除に伴い契約を解除した実績はございません。</p>
2	<p>新型コロナウイルス感染拡大等により、万が一納品遅延が発生した場合、貴組合と納入会社様間で直接解決して頂き、リース会社に責はないという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また指名停止等のペナルティはないという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>契約締結後、納品遅延（新型コロナウイルス感染拡大について）は別途協議いたします。しかし、新型コロナウイルス感染拡大による納品遅延以外については、この限りではありません。責任の所在につきましては、契約者に生じます。</p>
3	<p>本件仕様を満たす製品として日本光電工業（株）製のAEDでの入札を検討しております。2021年1月に同メーカー社員が贈収賄により逮捕された件がございますが、本入札において、同メーカー製品で入札することは問題ないでしょうか。</p> <p>また、入札指名停止期間以降であれば、仕様書8.（1）の消耗品の交換、11.（3）の設置、12.（4）の保守、維持管理等も同メーカーが行うことは問題ないとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>仕様書を満たす製品であれば、問題ございません。</p> <p>また、指名停止期間以降の保守、維持管理等につきまして、ご認識のとおりです。</p>